

公益財団法人名古屋産業科学研究所における
物品購入等契約に関する取引停止等の取扱基準

(目的)

第1条 公益財団法人名古屋産業科学研究所（以下「研究所」という。）が発注する物品等の購入及び工事、役務その他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この基準の定めるところによる。

(取引停止の措置)

第2条 公益財団法人名古屋産業科学研究所会計規程第5条に定める統括会計責任者は、業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの基準の定めるところにより期間を定め、契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 統括会計責任者は、前項の措置を講じた場合は、直ちに事実関係の概要、措置の内容及びその理由その他の必要事項を研究所長に報告するものとする。

(取引停止の通知)

第3条 統括会計責任者は、第2条の規定により取引停止の措置を講じるときは、直ちに取引停止とする業者に対し、取引停止の期間、内容及びその理由その他必要事項を通知するものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止期間の短縮は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 統括会計責任者は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 統括会計責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(警告又は注意の喚起)

第5条 統括会計責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表 取引停止の措置基準（第2条第1項）

措 置 要 件	期 間
<p>【虚偽記載】</p> <p>1. 研究所発注の契約に係る手続きにおいて、提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>【贈賄】</p> <p>2. 次のイ、ロ又はハに掲げるものが、研究所の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人で、ロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>3. 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>【独占禁止法違反行為】</p> <p>4. 研究所との契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5. 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>【談合】</p> <p>6. 業者である個人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>【不正又は不誠実な行為】</p> <p>7. 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>8. 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>